

広島県告示第三百二十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十九年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十九年五月二十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社ワイズ

広島市東区東蟹屋町七番一四号

代表取締役 川崎 由起子

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二五）第三四七九七号

四 処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役が平成二十七年九月十四日から同年十月二十六日までの間、同社が雇用する労働者三名を建設作業員として別の建設業者に派遣し、労働者派遣禁止業務について労働者派遣事業を行ったことから、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）第四条第一項第二号に違反するとして、広島簡易裁判所から罰金三十万円の判決を受け、平成二十九年二月二十八日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第八条第十一号に該当する。